

定額給付金・子育て応援特別手当の交付申請の受け付けが始まります

3月中に申請書類・詳しいお知らせを郵送します

定額給付金

家計への緊急生活支援と景気対策のため、定額給付金給付事業を実施します。

3月中に定額給付金交付申請書を各家庭に郵送します。お手元に申請書が届きましたら、世帯主の口座番号など必要事項をご記入いただき、預金通帳の写し、本人確認ができる書類（運転免許証のコピーなど）を添付して、同封の返信用封筒で市役所総務課までご返送いただき、各庁舎の窓口センターへご提出ください。

給付対象者

平成21年2月1日において、次の要件のいずれかに該当する方
住民基本台帳に記録されている方

外国人登録原票に登録されている方（永住外国人および在留資格を有して在留する方短期滞在の方を除く）

支給対象となる子

3歳以上18歳以下の子（平成21年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）が2人以上いる世帯において、小学校就学前3年間（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）にある第2子以降の子で、次の要件のいずれかに該当する子
住民基本台帳に記録されている子

外国人登録原票に登録されている子（永住外国人および在留資格を有して在留する方短期滞在の方を除く）
住民基本台帳に記録されている子
平成21年2月1日において、支給対象となる子の属する世帯の世帯主で、住民基本台帳に記録または加東市の外国人登録原票に登録されている方（永住外国人および在留資格を有して在留する方短期滞在の方を除く）

支給額

支給対象児童1人につき
3万6000円

問い合わせ

福祉部子育て支援課
（社庁舎）
☎43・0408

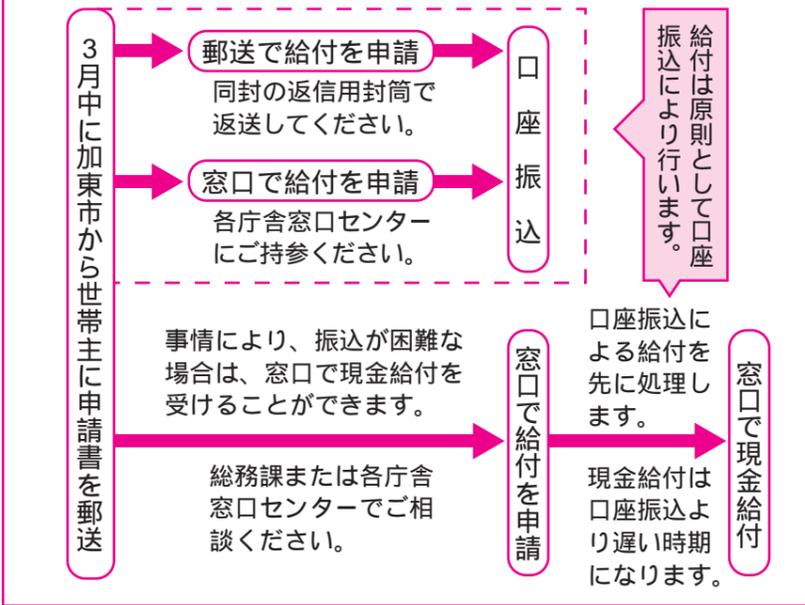
いる方のうち給付対象者の要件に該当する方については、その方

給付額
給付対象者1人につき
1万2000円
ただし、平成21年2月1日に

おいて65歳以上の方および18歳以下の方については2万円

問い合わせ
総務部総務課（社庁舎）
☎43・0412

定額給付金の申請・給付の流れ



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）平成21年度の保険料軽減措置についてのお知らせ

このたび、長寿医療制度の円滑な運営を図ることを目的として平成21年度の保険料軽減措置が決まりましたので、具体的な内容についてお知らせします。

なお、長寿医療制度の保険料の計算方法は、加入者一人ひとりにかかる「均等割額（4万3924円）」と、前年の所得に「応じた「所得割額（所得割率8・07%）」の合計額となりま

す。均等割額と所得割率は2年ごとに改定されますので、平成21年度は平成20年度と変わります。平成20年中の所得により計算した平成21年度保険料額は、7月中旬頃にお知らせする予定です。

軽減

【所得の低い方の軽減】

均等割
同一世帯内の長寿医療制度の

長寿医療制度の保険料は平成21年度も均等割額 43,924円と所得割額 所得の8.07%で変更ありません。

所得の低い方の均等割の軽減割合

基準額	軽減割合	
	平成20年度	平成21年度
総所得金額が33万円以下の方 総所得金額とは、同一世帯内の長寿医療制度の被保険者および世帯主の所得の合計額です。	7割軽減が一律8.5割に軽減されています。	基本は7割軽減で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合、9割軽減されます。

5割軽減、2割軽減については、基準額、軽減割合とも変更ありません。65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減を判定します。

被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が、表の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

所得割
所得割を負担する方のうち、所得割額の算定対象所得（総所得金額などから33万円を引いた額）が58万円（年金収入のみの場合、211万円）以下の方は平成20年度と同様に、平成21年度以降も5割軽減されます。

軽減

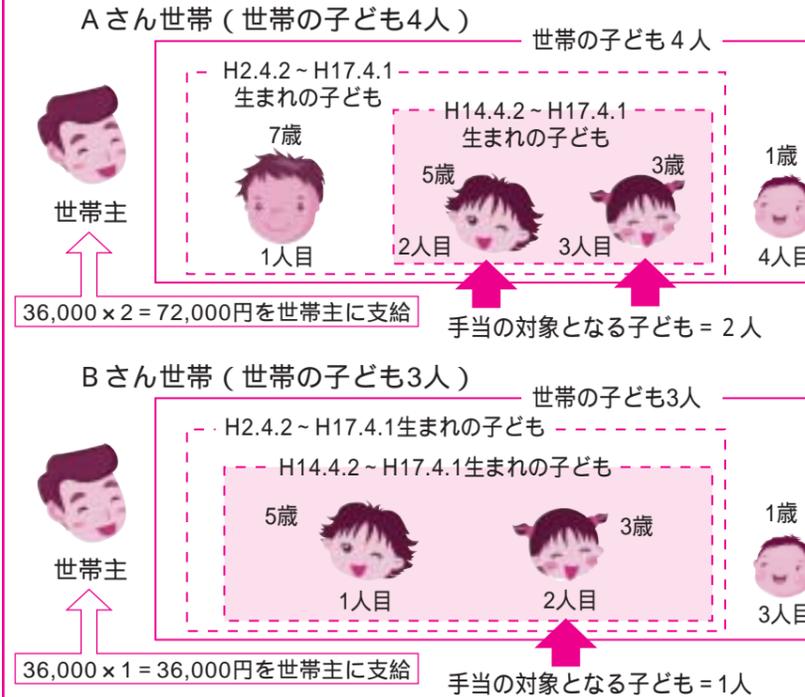
【被扶養者だった方の軽減】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険（国民健康保険や国民健康保険組合は対象となりません）の被扶養者だった方は、制度加入時から2年間に限り、所得割はかからず、均等割額が5割軽減されます。

子育て応援特別手当

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間の第2子以降の子1人につき、3万6000円を支給する子育て応援特別手当事業を実施

子育て応援特別手当の支給対象となる子のモデルケース



します。3月中に、子育て応援特別手当の対象となる世帯主に申請書を郵送しますので、必要事項をご記入いただき添付書類とあわせて申請手続きを行ってください。

月までは保険料の負担がなく、10月から21年3月までは均等割額が9割軽減されていますが、平成21年度も1年間、均等割額の9割軽減が継続されます。

被扶養者だった方の軽減割合	平成20年度		平成21年度	
	平成20年4月	平成20年10月	平成21年4月	平成22年4月
所得割額	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし
均等割額	負担なし	9割軽減 2,196円（年額）	9割軽減 4,392円（年額）	9割軽減

…実際の保険料負担部分

問い合わせ

市民生活部保険・医療課
（滝野庁舎）
☎48・3004